

子育てに関する情報提供

熊本市 こども・子育て応援サイト

問 こども政策課

☎328-2156

本サイトでは、妊娠・出産・子育てに関するQ&Aや制度情報、病児・病後児保育施設や保育所等の空き状況、親子連れに配慮した施設の情報など、子育てに役立つ情報を掲載しています。

熊本市こども・子育て応援サイト

検索



親子(母子)健康手帳の交付

親子(母子)健康手帳交付と妊産婦健康相談

問 区役所保健こども課、総合出張所

妊娠したら、産科医療機関で交付される「妊娠届出書」を区役所保健こども課などへ提出し、親子(母子)健康手帳の交付を受けてください。

親子(母子)健康手帳は、母と子の健康管理に必要な検査や健診、予防接種の結果を記録するもので、妊娠や出産、育児についての注意事項などが書いてあります。

また、妊産婦健康相談日(37ページ参照)には、妊娠から出産、育児などの保健相談や栄養相談、歯科相談ができます。

親子(母子)健康手帳の交付時に各種健診の受診票もお渡しします。

育児補助・手当・助成

こども医療費の助成

問 区役所保健こども課、総合出張所

0歳から高校3年生相当までのお子さんの医療費を助成します。助成を受けるためには、ひまわりカードの手続きが必要です。

☑必要なもの

こどもの健康保険情報がわかるもの

●自己負担内容

医科 (外来)	0歳～2歳まで無料
	3歳～小学6年生まで700円負担※
	中学1年生～高校3年生相当まで1,200円負担※
歯科 (外来)	0歳～4歳まで無料
	5歳～小学6年生まで700円負担※
	中学1年生～高校3年生相当まで1,200円負担※
調剤	0歳～高校3年生相当まで無料

※1カ月1医療機関毎に上記の金額まで自己負担あり。入院は無料。

児童手当

問 区役所保健こども課、総合出張所

18歳年度末までの児童を養育する方に児童手当を支給します。出生や転入などの翌日から15日以内に手続きが必要です。

支給額	0～3歳未満	月額1万5千円
	3歳～18歳年度末	月額1万円
	第3子以降	月額3万円

☑必要なもの

申請者の年金種別がわかるもの※、申請者名義の金融機関の通帳など

※共済組合(日本私立学校振興・共済事業団を除く)の方で、3歳未満の児童を養育している方が対象

入院出産費の助成

問 区役所保健こども課

経済的な理由で出産のための入院をすることが困難な妊産婦に、出産費用の一部を助成します(所得制限があります)。なお、この場合の入院先は下記の病院に限られます。原則出産のための入院をする前までに区役所保健こども課へ申請してください。

助産施設名	熊本赤十字病院・慈恵病院 福田病院・熊本市民病院
-------	-----------------------------

未熟児養育医療の給付

問 区役所保健こども課

指定医療機関に入院している1歳未満の未熟児に対し、医療の給付を行います(世帯の市町村民税額に応じて一部負担があります)。

☑必要なもの

医師の意見書、健康保険情報がわかるもの、ひまわりカード、印鑑など

※所得・課税証明書が必要な場合もあります。

自立支援医療(育成医療)の給付

問 区役所保健こども課

指定医療機関に入院または通院し手術などの治療を行う、障がいのある児童に対し、医療の給付を行います(被保険者の税額により、一部負担があります)。

☑必要なもの

指定医の意見書、健康保険情報がわかるもの等

産前産後ホームヘルプサービス事業

問 区役所保健こども課

妊娠中又は出産後の体調不良等で家事や育児を行うことが困難な家庭や、双子など多胎出産の方の家庭にホームヘルパーを派遣する制度です。

利用可能期間	妊娠中～出産後1年未満	
利用時間および 利用可能日	原則	午前8時～午後6時
	原則	年末年始を除く毎日
利用可能回数	40回 ・1回のサービスにつき3時間以内 ・1日に複数回利用可	
利用料金	1時間600円 (生活保護受給者は無料)	
利用方法	受付場所は区役所保健こども課 ※事前の登録が必要	
サービスの内容	家事に関すること	食事の準備や後片付け、衣類の洗濯、居室の掃除、買物など
	育児に関すること	授乳介助、おむつ交換、沐浴のお手伝い、そのほか育児支援

産後ケア事業

問 こども支援課

☎328-2158

出産後、専門職による保健指導等を必要とする母子に対して、医療機関や助産所等においてケアや指導を行い、健やかな育児ができるよう支援する制度です。

利用可能期間	出産日から1年未満	
種類	①宿泊型 ②日帰り型(1日型、3時間型、2時間型) ③訪問型	
内容	母親の心身のケア及び保健指導、栄養指導、授乳相談、育児手技についてなど	
利用可能日	年末年始(12/29～1/3)を除く毎日 ※実施施設により異なる	
利用時間	宿泊型	原則 午前10時～翌午前10時
	日帰り型	1日型…1回あたりおおむね5時間程度 3時間型…1回あたり2時間を超えて3時間以下 2時間型…1回あたり2時間以下
		訪問型 1回あたり2時間程度
利用可能回数	宿泊型、日帰り型、訪問型合わせて10回まで ※宿泊型については、1泊2日を1回とする。	
利用料金	実施施設や所得に応じ利用料金が変わります。	
利用方法	市のホームページより実施施設を確認し、施設に直接お問い合わせください。	

不妊治療における先進医療費の助成

問 区役所保健こども課

保険適用の不妊治療と組み合わせて実施する先進医療にかかる費用の一部を助成します。

対象者	次の要件全てに該当する方 ①生殖補助医療(体外受精・顕微授精)以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦(事実婚含む)であること。 ②申請日時点で、夫又は妻(パートナー)のいずれかが本市の住民基本台帳に記載されていること。 ③1回の治療の開始日における妻(パートナー)の年齢が43歳未満であること。
助成額	夫婦1組につき、1年度当たり上限5万円
申請時期	1回の治療が終了又は中止した日の属する年度の末日(3月31日)まで
申請場所	区役所保健こども課
必要なもの	申請書、受診等証明書、戸籍全部事項証明、治療費用の領収書原本および診療明細書、通帳またはキャッシュカード

小児慢性特定疾病医療費の助成

問 区役所保健こども課

糖尿病や小児ガンなどの特定疾患にかかり、入院または通院する児童などに医療の給付を行います(保護者の所得や児童の状況によって自己負担が異なります)。

☑必要なもの

指定医の意見書、健康保険情報
がわかるもの等

※市県民税の課税証明書が必要な場合もあります。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

問 区役所保健こども課

小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、便器・特殊便器・紫外線カットクリームなどの日常生活用具を給付します(扶養義務者全員の市町村民税額などに応じて自己負担があります)。

☑必要なもの

小児慢性特定疾病医療受給者証、給付を受けようとする用具の見積書など

小児慢性特定疾病に関する相談窓口

問 こども支援課

☎328-2158

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とするお子さんとそのご家族からの各種相談や必要な支援を行います。

相談窓口	認定NPO法人NEXTEP
住所	熊本県合志市幾久富1123-5
電話	☎288-5511 ※月～金 8:30～17:00(土日祝休)

ひとり親家庭支援

事業名	内容	問合せ
児童扶養手当 ★	対象:以下のいずれかの方で、18歳に達した最初の3月31日までの児童または20歳未満の障がいのある児童を養育する方(所得制限あり) 母子家庭または児童の父に一定以上の障がいのある世帯の母、 父子家庭または児童の母に一定以上の障がいのある世帯の父、 父母に代わる方 支給額:児童が1人のとき月額48,050円、2人目からは1人につき月額11,350円を加算。[令和8年(2026年)4月1日現在] ※本人や同居親族の所得により異なります。	区役所保健こども課 総合出張所
ひとり親家庭等医療費助成 ★	母子家庭の親子、父子家庭の親子、または父母のいない児童に対して、保険診療における一部負担金の3分の2を助成します。	
ひとり親家庭等日常生活支援事業★	母子・父子家庭などで、病気や冠婚葬祭の参加などで一時的に身の回りの世話や、児童を預ける必要が生じた場合に、育児や食事の世話などを手伝う家庭生活支援員を派遣します。	熊本市 母子寡婦福祉連合会 ☎214-7333
母子生活支援施設	18歳未満のこどものいる母子家庭の方で、母子保護が必要と認められた方のための入所施設です。市内には2施設あり、入所者には自立の促進のための生活支援を行います。	区役所保健こども課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の方(20歳未満の児童を扶養している方)で求職中の方や転職を希望する方に対し、相談員が面接などを行い、資格取得講座の紹介、ハローワークと連携した就業支援などを継続的にを行います。	こども家庭福祉課、 東区役所保健こども課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が主体的な能力開発のため、市が指定した講座を受講した場合、受講修了後に受講料の6割相当額、雇用保険制度の教育訓練給付金の資格を有している場合は差額を支給します(申請前の相談が必要)。	
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭・父子家庭や寡婦の方に技能習得のための資金や児童の修学資金などの福祉資金をお貸しします。貸付額などの条件は種類により異なります。	区役所保健こども課、 母子父子相談室 (☎372-1228)
母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ★	母子家庭の母・父子家庭の父が、養成機関で6月以上の修業期間を必要とする下記の資格を取得する場合、修業期間の一定期間について給付金を支給します。また、養成機関を卒業後、修了支援給付金を支給します。(申請前の相談が必要) ◆対象資格:看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など	
養育費相談事業	養育費に関する専門相談員が、離婚前後にかかわらず、養育費の取り決め方や支払いの履行などに関する相談や情報提供を行います。	東区役所保健こども課
養育費履行確保等支援事業	養育費の取り決めに関する公正証書や調停調書を作成した場合や養育費保証契約を保証会社と締結する場合に必要な費用を市が助成します。(上限5万円、1人1回限り)	東区役所保健こども課、 母子父子相談室 (☎372-1228)

※★の事業は所得制限があります

こどもの預かり

子育て短期支援事業

問 区役所保健こども課

●ショートステイ(宿泊:原則7日以内)

保護者が病気や冠婚葬祭などで一時的に家庭でのこどもの世話が難しい場合や経済的な理由などで緊急一時的に母子の保護が必要な場合に、宿泊型で預かりまたは保護する制度です。

●トワイライトステイ(夜間・休日)

保護者が仕事などの理由で、帰宅が夜間になるよう

な場合や休日に不在となる場合に一時的に預かる制度です。

※施設に空きがない場合は、お預かりできない場合もあります。

預かる施設名

熊本乳児院、慈愛園乳児ホーム、
慈愛園子供ホーム、藤崎台童園、
龍山学苑、広安愛児園、シオン園、
母子生活支援施設(2ヶ所)

病児・病後児保育

問 こども支援課

☎328-2158

児童が病気あるいは病気回復期において、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内、一時的に施設で保育する制度です。(事前に登録・予約が必要です。)

対象児童	原則として熊本市および下記連携自治体在住の小学6年生までの病児または病後児 (宇城市、合志市、菊池市、菊陽町、西原村、嘉島町、玉東町、高森町、大津町、益城町、山鹿市、玉名市、荒尾市、長洲町、御船町、山都町) ※施設の利用状況等により、ご利用できない場合があります。
病児とは	病気回復期に至らないが、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変は認められない児童(はしかはお預かりできません。インフルエンザ、RSウイルス等は病態に応じて判断します。)
病後児とは	病気の回復期であるが、集団保育が困難な児童
開所日及び時間	月曜日～土曜日 午前8時～午後6時 ※日曜日、祝日、年末年始を除く
利用料	1日につき1人あたり2,000円(食事代含む) ※生活保護世帯無料、市民税非課税世帯1,000円(証明する書類が必要です。詳しくはこども支援課へ。)

●預かる施設

区	名 称	電話番号
中央	エーネホーム (慈愛園乳児ホーム)	☎383-7553
	ベビーベアホーム (熊本乳児院)	☎227-6766
	病児保育室みらい (にのみやクリニック)	☎381-8766
東	病児・病後児保育ふわっと (こども園ふわ保育園隣)	☎367-8030
西	みるく病児保育センター (こども園ふわふわ隣)	☎351-8825
	グリム病児保育室 (おがた小児科内)	☎326-5411
南	病児保育室いちご (雁回まこと保育園隣)	☎358-1500
北	病児保育エミー (えがみ小児科内)	☎339-0331

※その他、企業主導型の病児保育施設もあります。

ファミリー・サポート・センター〈熊本〉

こどもを預けたい方と預かりたい方が会員登録し、会員相互の信頼関係のもとに援助活動を行います。

●対象

こどもを預けたい方(依頼会員)

市内に住むか勤める方で、生後3カ月から小学6年生までのこどもがいる方(事前講習を2時間程度受けていただきます)。

※病児の預かり活動は生後6カ月からとなります。

こどもを預かりたい方(協力会員)

こどもを預かることができる満20歳以上の健康な方(事前講習を26時間程度受けていただきます)。

●費用

依頼会員が協力会員に直接支払います。

- ・月曜～金曜日 午前7時～午後7時
1時間当たり 600円(病児は900円)
- ・土曜・日曜日、祝日、早朝、夜間、年末年始など
(病児の活動は土曜のみ)
1時間当たり 700円(病児は1,000円)

申し込み ファミリー・サポート・センター〈熊本〉事務局へ

◆中央区黒髪3丁目3-10

男女共同参画センターはあもにいい

☎345-3011/345-3039

児童育成クラブ

問 放課後児童育成課

☎328-2277

保護者が就労などで昼間家庭にいない小学生(放課後児童)を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図ることを目的とした施設です。市内全ての小学校区で開設しています。

公営クラブ(民営クラブは、クラブにより異なります)

対象	小学1～6年生(一部のクラブは1～3年生、障がいのある児童は6年生まで)
開設日	月曜～土曜日(祝日・年末年始を除く)
開設時間	月曜～金曜日:児童の下校時間～午後6時(延長時間 午後6時～午後7時)土曜日・長期休業中(春・夏・冬休み):午前8時～午後6時(延長時間 午後6時～午後7時)
利用者負担金	8月を除いた月: 5,000円(午後6時まで)、6,200円(午後7時まで) 8月: 9,500円(午後6時まで)、10,700円(午後7時まで) 兄弟姉妹が同時に在籍する場合は、2人目以降半額となります。
申し込み	利用開始前月の15日までに、各児童育成クラブへ

保育所等への入園

問 区役所保健こども課

0歳から小学校入学前のお子さんがいる方で、仕事や病気などで家庭においてこどもを保育することができない場合、保護者に代わって保育を行います。市内には公立19園、私立66園の保育所と、認定こども園113園、地域型保育事業72箇所があります。

保育料	こどもの年齢と世帯の税額(市民税所得割合算額)等によって異なります。また3歳児クラス～5歳児クラスの児童及び0歳児クラス～2歳児クラスの非課税世帯の児童の保育料は無料です。
申し込み	入園を希望する保育所等もしくは区役所保健こども課へ 翌年4月からの入園案内については、秋ごろに市ホームページなどでお知らせします。

☑必要なもの

保育の必要性を証明する書類
(就労証明書など)

こども誰でも通園制度

問 保育幼稚園課

☎328-2568

保育所等に通っていない生後6か月から3歳未満のお子さんを対象に、保護者の就労要件などにかかわらず月10時間を上限としてお預かりする制度です。

熊本市 こども誰でも

検索



一時預かり保育

問 各保育所等

保育所等に通っていない乳幼児を対象に、保護者の就労や病気等の理由により家庭で一時的に保育ができない場合に、月13日以内(週3日程度まで)を上限として、保育園・認定こども園・地域型保育事業において乳幼児をお預かりしています。

熊本市 一時預かり

検索



幼稚園への入園

問 各幼稚園、公立幼稚園については 教育委員会事務局指導課(☎328-2721)

3歳から小学校入学前のお子さんの教育を行います。市内には公立6園、国立1園、私立13園の幼稚園と認定こども園113園があります。

申し込み

入園を希望する幼稚園へ
毎年9月ごろ、翌年4月からの公立幼稚園の入園案内を市政だよりなどでお知らせします。

小・中学校への入学

問 学務支援課

☎328-2716

転校手続き

●市内間の住所変更

- ①在学していた学校から㊦在学証明書 ㊩教科用図書給与証明書を受け取る。
- ②㊦㊩を持って区役所区民課、総合出張所窓口で住民異動の届けをし、㊭転入学通知書を受け取る。
- ③指定された学校へ㊦㊩㊭を提出。

●市外から転入したとき

- ①㊦在学証明書 ㊩教科用図書給与証明書 ㊮転出証明書を持って区役所区民課、総合出張所窓口で転入届けをし、㊭転入学通知書を受け取る。
- ②指定された学校へ㊦㊩㊭を提出。

●市外へ転出するとき

- ①在学していた学校から㊦在学証明書 ㊩教科用図書給与証明書を受け取る。
- ②区役所区民課、総合出張所窓口で転出届けをし、㊮転出証明書を受け取る。
- ③転出先の市区町村へ㊦㊩㊮を提出し、転校手続きを行う。

入学通知書

熊本市立の小学校へ入学するこどもの保護者と、熊本市立の中学校へ入学するこどもの保護者に「入学通知書」を1月末に送ります。

就学援助

お子さんが安心して義務教育を受けられるよう、学用品費などの一部を援助します。

対象	経済的理由により就学困難と認められる小・中学生(私立を除く)の保護者で、市が定める認定基準に該当する方
申し込み	1月から小・中学校で受付
援助の種類	学用品費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・学校給食費など

子育てに関する施設

施設など			
施設名	概要	所在地	問合せ
こども家庭センター	各区保健こども課内に「こども家庭センター」を設置しています。妊娠・出産に関することや育児に関しての困りごとなどのご相談をお受けします。	(中央区)中央区 手取本町1-1 3F	☎328-2419
		(東区)東区東本町 16-30 3F	☎367-9134
		(西区)西区小島 2-7-1 3F	☎329-1147
		(南区)南区富合町 清藤405-3 3F	☎357-4138
		(北区)北区植木町 岩野238-1 1F	☎272-1128
熊本市若者・ヤングケアラー支援センター	概ね18歳から39歳の若者、ヤングケアラーに関する相談をお受けします。専門のコーディネーターが必要な支援や適切な関係機関へのつなぎを行います。また、若者やヤングケアラーが安心して自由に過ごせる居場所を提供します。 ●電話相談:月～金曜日 午前9時～午後6時 ※祝日・年末年始を除く。 ●メール・LINE相談:24時間受付 ※夜間・休日等は翌平日に返信。	中央区神水 2丁目13-35	【若者相談】 ☎243-5600 ✉ wakamono-owl@aiores.ocn.ne.jp 【ヤングケアラー相談】 ☎243-1300 ✉ young-owl@aiores.ocn.ne.jp
こどもホットライン	まわりの人から嫌なことをされている、いじめを受けているなど、自分自身のこと・家族のこと・友達のこと・学校のことにすることもの権利について、相談員が相談をお受けします。 ●電話相談:月～金曜日 午前10時～午後6時 ※祝日、年末年始を除く。 ●メール相談:24時間受付 ※土・日、祝日、年末年始の相談は、翌平日に返信。 ●チャット相談:24時間365日対応 ※連携協定を結んでいる「NPO法人あなたのいばしょ」の相談員が対応します。	中央区大江 5丁目1-1 ウェルパルクまもと2階	こども専用☎0120-273-070(無料) おとなの方☎070-3367-9330 ✉ kodomohotline@city.kumamoto.lg.jp
		チャット相談:こどもホットラインホームページより「NPO法人あなたのいばしょ」のサイトにアクセスできます。 https://talkme.jp/wellness/kumamoto_city	
教育相談室	●来所相談 発達や就学、不登校など、こどもの教育に関する来所相談をお受けします。 対象:市内に住む年長児、小・中・高校生のこども本人、保護者及び学校関係者 時間:月～金曜日 午前9時半～午後3時45分 (電話予約は午前9時～午後5時15分) ●教育支援センター〈フレンドリー〉あいぱる大江教室 不登校の状態にあるこどもの社会的自立を目指した活動を行います。 活動内容:スポーツ、仲間づくり、学習、ものづくり、体験活動など 対象:市内に住む小・中学生 時間:午前9時半～午後3時(水曜日は正午まで) 電話予約:月～金曜日 午前9時～午後5時15分 ※火の君教室(城南町)、植木教室(植木町)、森都心教室(くまもと森都心プラザ内)、新町教室(こども文化会館内)、託麻教室(託麻公民館) ●ユア・フレンド 不登校のこどもの家庭や学校に、話し相手、遊び相手として熊本大学教育学部の学生を派遣しています。 対象:市立小・中学校に通う児童・生徒 活動時間:月～金曜日 午前9時～午後6時のうち、週に1回程度、1回1～2時間程度 ※学校を通して申し込み	中央区大江 5丁目1-50 こどもセンター あいぱる くまもと2階	☎362-7070

施設名	概要	所在地	問合せ
学校教育 コンシェルジュ	「どこに相談していいかわからない」「学校には相談しづらい」といった学校教育に関するあらゆる相談をお受けします。 時間:月～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く	中央区 手取本町1-1 SPRING 熊本花 畑町4階 総合支援課	☎328-2216 ✉ 7171con@city.kumamoto.kumamoto.jp
児童相談所	18歳未満のこどもの養育相談や心身の障がい、虐待、非行などのこどもに関する様々な相談を受け付け、必要に応じて知的能力・発達・性格などの心理検査や医師による診察、こどもやその保護者への調査、判定に基づいて必要な支援を行う専門的な機関です。また、里親に関する相談も受け付けています。 来所相談:月曜～金曜日 午前8時半～午後5時15分 ※祝日、年末年始を除く ※要予約 まずは、電話でご相談ください。来所が必要なときは、日時をご連絡します。	中央区大江 5丁目1-50 こどもセンター あいばる くまもと3階	☎366-8181
こども発達 支援センター	発達に心配のあるこどもの健やかな成長を手助けするため、医師や専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。 電話相談:月曜～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時半～午後5時15分 ※来所相談の予約は、ホームページをご確認ください。	中央区大江 5丁目1-1 ウェルパル くまもと2階	☎366-8240 
すこやか 交流広場	●こどもふれあい農園 農業体験を通じて自然と触れ合えます。 対象:市内の保育所・幼稚園・子ども会など、幼児・児童などの福祉や教育又は健全育成を目的とした団体 使用料:1区画(30㎡)につき年間1,500円 ※1団体4区画まで 申し込み:申込書を健康福祉政策課へ ●多目的広場 健康づくりやレクリエーションに利用できます。 対象:どなたでも 使用料:無料 ※専用使用の場合は事前に申請が必要。	南区御幸笛田 8丁目1534-1	☎328-2340 (健康福祉政策課)
母子家庭等 就業・自立 支援センター	ひとり親家庭及び寡婦の自立を支援するために、就業・子育て・経済的なことなどの相談や、専門家による法律・就職相談、親子交流(面会交流)事業を行います。 就業支援のための技能習得・教養講座なども無料で行っています。	東区錦ヶ丘 34-23	☎331-6737

子育てほっとステーション

熊本市では、子育て中の皆さんが、親子で遊んだり、仲間づくりをしたり、ほっとくつろげる空間として利用できる子育て支援施設を総称して「子育てほっとステーション」と名づけています。

●子育て支援センター

就学前までのお子さまをもつ親子の交流の場として、子育てに関するイベントや情報の提供、育児相談などを行っています。

区	名称	電話番号
中央	総合子育て支援センター	☎364-0123
	白山子育て支援センター	☎364-4815
東	イルカクラブ	☎367-0127
	京塚子育て支援センター	☎381-5784
	ながみね子育て支援センター	☎380-6645

区	名称	電話番号
東	やまなみ子育て支援センター	☎365-9111
	画図子育て支援センター	☎284-4770
西	小島子育て支援センター	☎329-7250
	池上子育て支援センター	☎329-0344
	京町台子育て支援センター	☎352-6280
南	幸田子育て支援センター	☎378-7674
	さくらっこ子育て支援センター	☎357-9616
	だいいち子育て支援センター	☎357-1245
	城南子育て支援センター	☎0964-28-2147
北	あゆみ子どもセンター	☎339-5673
	西里子育て支援センター	☎245-0062
	清水子育て支援センター	☎343-6983
	植木子育て支援センター	☎272-0281

●児童館・児童室

こども達の自由な遊びの場を提供しています。また、就学・就園前までのこどもを対象とした朝の活動や小学生を対象としたクラブ活動を行っているほか、季節行事や各種催しなどを開催しています。

区	名称	電話番号
中央	西原公園児童館	☎371-4090
	大江児童室(大江交流室内)	☎372-0313
	五福児童室(五福まちづくり交流センター内)	☎359-0500
東	秋津児童館(秋津まちづくりセンター内)	☎365-5751
	託麻児童館(託麻まちづくりセンター内)	☎380-8118
	東部児童館(東部まちづくりセンター内)	☎367-1134

区	名称	電話番号
西	西部児童館(西区役所内)	☎329-7205
	花園児童館(花園まちづくりセンター内)	☎359-1261
南	南部児童館(南部まちづくりセンター内)	☎358-1705
	幸田児童館(幸田まちづくりセンター内)	☎379-0211
	天明児童室(天明まちづくりセンター内)	☎223-0118
	城南児童館(城南図書館併設)	☎0964-27-5945
北	龍田児童館(龍田まちづくりセンター内)	☎339-3322
	清水児童館(清水まちづくりセンター内)	☎343-9163
	桜ヶ丘児童館	☎275-5510

●その他の子育てほっとステーション

施設名		対象	利用時間	休館日	所在地	問合せ
街なか子育てひろば		就学前児童と保護者	午前10時～午後3時半 (アドバイザー対応時間) ※午後8時まではキッズスペースとして開放	火曜日(祝日の場合、翌平日)、年末年始	中央区上通町2-3 現代美術館内	☎323-3222
駅前子育てひろば		就学前児童と保護者	午前10時～午後3時 (土曜・日曜・祝日は午前10時～午後5時)	毎月第3水曜日 (祝日の場合、翌平日)、年末年始、プラザ図書館特別整理期間(7日以内)	西区春日1丁目14-1 プラザ図書館3F	☎355-7409
ついでにの広場	夢もやい館内	市内に住む就学前児童と保護者	午前9時～午後6時 (利用登録が必要)	日曜日、祝日、年末年始	北区楠1丁目20-5-101	☎338-3210
	かがやき館内	就学前児童と保護者	午前10時～午後4時	土～月曜日、年末年始 (月曜日が祝日の場合、火曜日休館)	北区植木町岩野285-29	☎272-2600
こども文化会館		18歳未満の児童 ※就学前児童は保護者同伴	午前9時～午後5時 (会議室、多目的ホールの有料での利用は午後8時半まで)	第2・第4火曜日 (祝日の場合は翌日) 年末年始	中央区新町1丁目3-11	☎323-0505
		こども達が楽しく集い、遊び、学べるよう、工作や遊具を使った体験活動、また季節にちなんだ行事や舞台劇などを行っています。健康やしつけ、栄養などの育児全般の相談にも応じます。 入館料:無料(会議室などを利用する場合は利用料が必要)				

こどもの健診、相談

幼児健診

問 区役所保健こども課

管轄区	実施日					
	中央区	東区	西区	南区	南区 (城南地区)	北区
場 所	健康センター 大江分室 (ウェルパルク くまもと3階)	東区役所 3階 健康センター	西区役所 3階 健康センター	健康センター 平成分室もしくは 南区役所保健こども課		健康センター 清水分室
1歳6カ月児 健康診査	水曜	火曜・木曜日	木曜日	水曜日		火曜日
	午前9時～ 10時受付	午前9時～ 10時10分受付	午前9時～ 10時半受付	午前9時～10時20分受付		午前9時～ 10時20分受付
3歳児 健康診査	水曜	火曜・木曜日	木曜日	水曜日		火曜日
	午後1時～ 2時受付	午後1時～ 2時20分受付	午後1時～ 2時半受付	午後1時～2時20分受付		午後1時～ 2時20分受付

※親子(母子)健康手帳、歯の健康手帳を持参してください。

※開催日は区役所保健こども課へお問い合わせください。

育児等についての相談

問 区役所保健こども課

		内容	実施日・受付時間					
管轄区			中央区	東区	西区	南区	北区	
受付場所			中央区役所 保健こども課	東区役所3階 健康センター	西区役所3階 健康センター	南区役所3階 保健こども課	北区役所3階 中会議室	
育児相談 歯の相談 療育相談 (未就学児)	面談 (事前予約制) (※1)	お子さまの成長 や行動面、ことば、授乳や離乳食、むし歯予防など子育てに関するご相談など	第2・4月曜日	第2・4月曜日	毎週月曜日 (祝日除く)	月曜日 おおむね 月2回 実施予定	第1・3金曜日	
			午前9時～ 10時半	午後1時～ 3時	午後1時半～ 3時	午後1時半～ 3時	午後1時半～ 3時	
	電話		月曜～金曜日					
			午前8時半～午後5時15分(祝日除く)					
親子(母子)健康手帳交付 妊産婦健康相談 ※2		親子(母子)健康手帳の交付、保健・歯科・栄養に関するご相談など	木曜日	月曜日	月曜日	木曜日	水曜日	
			午後1時～ 3時	午前9時～ 11時	午後1時～ 3時	午前9時～ 11時	午前9時～ 11時	

※1 年末年始は除きます。開催日が変更となることがありますので、事前に区役所保健こども課へお問い合わせください。

※2 相談日以外の親子(母子)健康手帳交付については、区役所保健こども課へお問い合わせください。